

補助金等取扱基準

補助金等の名称	諏訪市移住促進空き家バンク活用補助金
補助事業等の標目	諏訪市空き家バンクに登録されている空き家(以下「登録空き家」という。)の売買若しくは賃貸借によって発生する不動産業者に支払う仲介手数料又は家財処分に係る経費の一部を補助することにより、登録空き家の売買及び賃貸借の動きを活性化させ、もって諏訪市空き家バンクへの空き家の登録と諏訪市への移住の促進を図る。
補助事業等の対象者	次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件に該当する者とする。 (1) 仲介手数料補助事業 次に掲げる者 ア 移住者 イ 所有する登録空き家を移住者に売却し、又は賃貸した者であって、市税を滞納していない者 (2) 家財処分補助事業 登録空き家又は空き家バンクへの登録を予定している空き家(以下「登録空き家等」という。)の所有者であって、市税を滞納していない者
補助対象経費	次の各号に掲げる経費とする。ただし、補助対象経費について国、県又は市が行う他の補助金等の交付決定を受けている場合は、この取扱基準による補助金の交付の対象から除くものとする。 (1) 仲介手数料補助事業 平成29年4月1日以降に締結された登録空き家の売買契約又は賃貸借契約により発生し、不動産業者に支払った仲介手数料 (2) 家財処分補助事業 登録空き家等の家財処分に係る経費
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	(1) 仲介手数料補助事業 移住者及び所有する登録空き家を移住者に売却し、又は賃貸した者のそれぞれに交付する補助金の額は、仲介手数料の2分の1以内の額とし、5万円を上限とする。 (2) 家財処分補助事業 家財処分に係る経費の2分の1以内の額とし、10万円を上限とする。 【補助金等の額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】
補助事業等の評価	移住者数及び登録空き家件数を基に担当部署により効果を評価する。
補助事業等の開始時期	平成29年4月1日
補助事業等の終了時期	【終了時期が3年を超える場合の理由】 登録空き家件数の増加及び移住の促進を図るためには継続した取組が必要であるため
情報の公表の方法等	補助事業者、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページで公表する。

<p style="text-align: center;">そ の 他</p>	<p>(移住者の条件)</p> <p>1 この取扱基準において、「移住者」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>(1) 登録空き家を購入した者のうち、当該購入に係る売買契約の締結を行った日（以下「売買契約締結日」という。）から売買契約締結日の1年前の日までの期間、市内に居住していなかったものであって、売買契約締結日から3月以内に市内に住所を有することになったもの</p> <p>(2) 登録空き家を賃借した者のうち、当該賃借に係る賃貸借契約の締結を行った日（以下「賃貸借契約締結日」という。）から賃貸借契約締結日の1年前の日までの期間、市内に居住していなかったものであって、賃貸借契約締結日から1月以内に市内に住所を有することになったもの</p> <p>(家財処分に係る経費)</p> <p>2 この取扱基準において、「家財処分に係る経費」とは、市内に事務所若しくは事業所を有する法人又は市内に住所を有する個人事業者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条に規定する一般廃棄物処理業の許可を受け、登録空き家等に残存する家財道具の収集運搬及び処分を行うために要する経費をいう。ただし、特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）に規定する特定家庭用機器廃棄物の処理に要する経費を除く。</p> <p>(補助金交付申請期間)</p> <p>3 補助金の交付を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日又は期間に交付申請をしなければならない。</p> <p>(1) 仲介手数料補助事業 移住者が市内に住所を有することになった日から起算して1年を経過する日まで</p> <p>(2) 家財処分補助事業 次に掲げる期間</p> <p>ア 登録空き家の所有者 空き家バンクに登録された日後3か月を経過している者にあつては家財処分に係る経費を支払った日から、3か月を経過していない者にあつては当該登録された日後3か月を経過した日（3か月を経過する前に当該空き家に係る売買契約又は賃貸借契約が締結された場合は、売買契約締結日又は賃貸借契約締結日）から起算して1年を経過する日まで</p> <p>イ 空き家バンクへの登録を予定している空き家の所有者 家財処分後に空き家バンクに登録された日後3か月を経過した日（3か月を経過する前に当該空き家に係る売買契約又は賃貸借契約が締結された場合は、売買契約締結日又は賃貸借契約締結日）から起算して1年を経過する日まで</p>
<p style="text-align: center;">提 出 書 類</p>	<p>1 補助金の交付を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 仲介手数料補助事業 次に掲げる書類</p> <p>ア 諏訪市移住促進空き家バンク活用補助金（仲介手数料補助事業）交付申請書（様式第2号-1）</p> <p>イ 売買又は賃貸借に係る契約書の写し</p> <p>ウ 仲介手数料の金額の分かる領収書等の写し</p> <p>エ 売買し、又は賃貸借した空き家が諏訪市空き家バンクに登録されていたことのわかる書類</p> <p>オ 移住者に係る世帯全員の住民票の写し</p> <p>カ 所有する登録空き家を移住者に売却し、又は賃貸した者の納税証明書の写し</p>

	<p>(2) 家財処分補助事業 次に掲げる書類</p> <p>ア 諏訪市移住促進空き家バンク活用補助金（家財処分補助事業）交付申請書（様式第2号-2）</p> <p>イ 不動産業者による家財処分が必要な空き家であることの確認書</p> <p>ウ 家財道具の収集運搬及び処分を行った事業者名及び家財処分に係る経費の金額が分かる領収書等の写し</p> <p>2 仲介手数料補助事業に係る補助金の交付決定通知を受けた者は諏訪市移住促進空き家バンク活用補助金（仲介手数料補助事業）実績報告書（様式第5号-1）を、家財処分補助事業に係る補助金の交付決定通知を受けた者は諏訪市移住促進空き家バンク活用補助金（家財処分補助事業）実績報告書（様式第5号-2）を市長に提出しなければならない。</p> <p>諏訪市補助金等交付規則に定める様式を除く。</p>
<p>担 当 部 署</p>	<p>諏訪市 企画部 地域戦略・男女共同参画課 地域戦略係</p>

平成29年 3月15日 制定（平成29年 4月 1日 施行）
令和 2年 3月31日 一部改正（令和 2年 4月 1日 施行）
令和 6年 3月15日 一部改正（令和 6年 4月 1日 施行）